

福岡県地域防災計画等の改定について

1 趣 旨

本県の「熊本地震の課題等に係る検討結果」、「平成 29 年 7 月九州北部豪雨における災害対応に関する検証結果」及び国の「防災基本計画」の修正等を踏まえ、「福岡県地域防災計画」（基本編・風水害対策編）、（地震・津波対策編）、（事故対策編）、（原子力災害対策編）及び「原子力災害広域避難基本計画」について、必要な見直しを行うもの。

2 主な見直しの内容

A：県「熊本地震の課題等に係る検討結果」
B：県「九州北部豪雨における災害対応に関する検証結果」
C：国「防災基本計画」

(1) （基本編・風水害対策編）、（地震・津波対策編）

① 支援・受援体制の充実

ア 「福岡県災害時緊急派遣チーム」を新設（A、B）

大規模災害発生時に、直ちに被災地へ職員を派遣できるよう、あらかじめ応急対策に従事する派遣職員を「福岡県災害時緊急派遣チーム」に登録し、研修を実施する。

イ 応援を受ける体制を明確化（A、B）

県、市町村及び防災関係機関は、災害の規模や被災地のニーズに応じ、他の地方公共団体や防災関係機関から円滑に応援を受けることができるよう、「災害時受援計画」を策定する。

ウ 県外被災自治体への支援体制を強化（A）

他都道府県において大規模災害が発生したときに、迅速かつ的確な支援を行うため、知事を本部長とする全庁的な支援組織「福岡県災害支援本部」を設置する。

エ 医療救護活動を円滑化（A、B）

県内の大規模災害時に、災害医療等に精通した医師を「災害医療コーディネーター」として県庁や保健所に配置し、医療救護活動を調整する。

② 避難者対策の充実

ア 車中泊など避難所以外の避難者を支援（A、B）

市町村は、県の指針に基づき、車中泊・テント泊等、避難所以外の避難者への対応も含めた「避難所運営マニュアル」を作成するとともに、必要な支援を行うものとする。

イ 避難所の管理・運営体制を強化（A）

県及び市町村は、女性の視点を踏まえた避難所運営を行えるよう、女性リーダーの育成に努める。

県は、「災害時ペット救援マニュアル」を整備し、ペット救護施設運営のための人材の育成に努める。

ウ 避難行動要支援者の個別計画策定を促進（A）

避難行動要支援者の避難支援に係る研修会や、自宅から避難場所や避難所までの実地避難訓練を実施し、市町村の個別計画の早期策定を促進する。

③ 被災者の生活再建支援の充実

ア 被災者の支援体制を構築（B）

大規模災害発生時に、全庁一体となって機動的に被災者支援を行うため、災害対策本部（災害支援本部）のもとに「被災者支援チーム」を設置する。

イ 応急仮設住宅の供給体制を強化（B）

応急仮設住宅を迅速に提供するため、「応急仮設住宅建設・管理マニュアル」を見直すとともに、不動産関係団体や市町村との連携を強化する。

ウ 各機関・団体間による連携の取れたボランティア活動を展開（B、C）

県及び市町村は、NPO 等のボランティア団体と情報を共有する場を設置し、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携の取れた支援活動に努めるものとする。

(2) (事故対策編)

○ 情報の収集・連絡体制の整備及び関係機関の連携強化

県及び防災関係機関は、事故現場における情報の収集・連絡要員をあらかじめ指定しておくなど、迅速な情報収集・連絡体制の整備を推進するものとする。

事故が発生した場合、県は、防災関係機関と災害情報を共有し、迅速な意思決定のための調整を行う。

(3) (原子力災害対策編)、「原子力災害広域避難基本計画」

○ 複合災害発生時の避難の考え方を明確化

国が屋内退避の指示を出している中で、自然災害を原因とする緊急の避難が必要となった場合、県及び糸島市は、地域外の避難所への避難指示を行うことを検討する。